

共済だより

令和元年7月発行 No.202



『花はす130種、優雅に薫り、咲きほこる』（南越前町）

主 な 内 容

平成30年度決算	2
標準報酬制における定時決定	6
被扶養者の資格要件確認調査を実施します	8
退職等年金給付に係る財政状況(平成29年度末)について	12
特定保健指導	15
受けよう!おとなの歯科検診	16
重症化予防	17
貸付事業のお知らせ	18
夏のボーナスは組合員貯金へ	19
ライフプランセミナーのご案内	20
職員採用試験のお知らせ	21
エル・サポート・福井からのお知らせ	22

福井県市町村職員共済組合

ご家族の皆さんと一緒にご覧ください。

第156回 組 合 会

平成30年度決算が承認される



5月27日に第156回組合会が福井県自治会館で開催され、平成30年度決算が原案どおり議決されました。

なお、平成30年度決算の要旨については、3ページからご説明いたします。

第156回組合会において選挙又は議決された事項

選挙	監事の補欠選挙について
議案	平成30年度決算について

新組合会議員の選出

市町村長議員第2区選出の山口治太郎議員及び市町村長以外の議員第3区の田淵幹啓議員が退任されたことに伴い、去る4月19日に組合会議員の補欠選挙が行われました。

その結果、市町村長議員第2区では戸嶋秀樹氏（美浜町長）、市町村長以外の議員第3区では村橋誠一氏（高浜町職員）が当選され、前任者の残任期間である令和2年11月30日までご就任いただくことになりました。

また、5月27日の第156回組合会において、市町村長側監事の補欠選挙が行われ戸嶋秀樹議員が当選されました。



監事
戸嶋 秀樹氏
(美浜町長)



議員
村橋 誠一氏
(高浜町職員)
給付事業部会委員

お問 合 せ 先

総務企画課	0776-52-7300
健康管理課	0776-52-7301
年金課	0776-52-7303
越 路	0776-77-3151

組 合 の 状 況

(令和元年5月31日現在)

組 合 員 数	9,355 人
(男)	5,271 人
(女)	4,084 人
任意継続組合員数	108 人
被 扶 養 者 数	7,372 人
平均標準報酬月額 (短 期)	358,266 円
(厚 年)	351,094 円
(退 年)	351,375 円

平成30年度決算の要旨

総括事項

	決 算 値	対 前 年 度 比
一 般 組 合 員 (うち特別職)	8,223 人 (41 人)	△ 26 人 (△ 1 人)
市 町 村 長 組 合 員	16 人	0 人
特 定 消 防 組 合 員	1,109 人	6 人
市 町 村 長 長 期 組 合 員	1 人	0 人
小 計	9,349 人	△ 20 人
任 意 継 続 組 合 員	86 人	△ 28 人
合 計 ※	9,435 人	△ 48 人
第 3 号 厚 生 年 金 被 保 険 者	9,337 人	△ 21 人
※のうち介護保険対象組合員	5,394 人	48 人
被 扶 養 者 数	7,587 人	△ 80 人
組合員1人当たり		
平均標準報酬の月額	長 期 357,247 円 短 期 364,361 円	△ 46,050 円 △ 57,392 円

短期経理

この経理は、組合員及び被扶養者の皆様の医療費のほか、高齢者医療制度への支援金や介護保険にかかる納付金を支払う経理です。

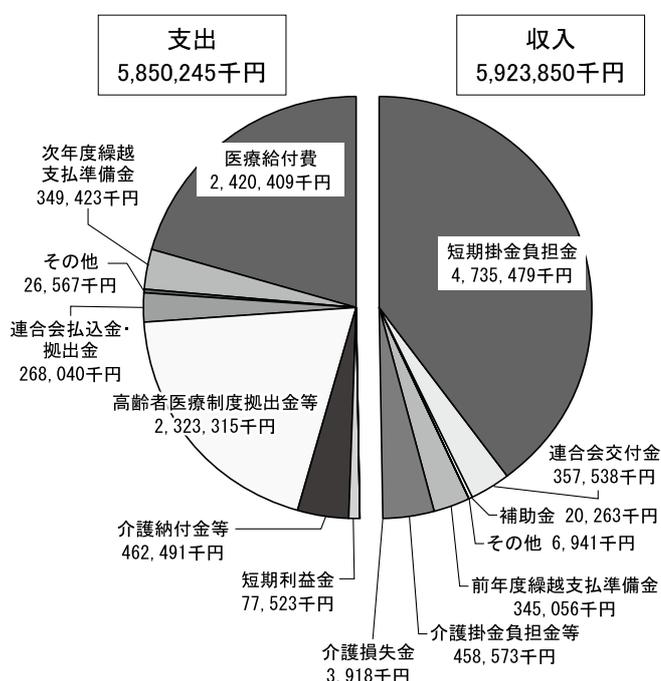
平成30年度の収入は、増額給与と改定の影響等により、予算額よりも増収となりました。

支出では、本人・家族とも入院医療費が増え、前年度に比べて保健給付全体の金額が増加しました。一方、前期高齢者納付金が前年度に比べて減少し、高齢者医療制度への支援金は前年度よりも約4億8,311万円減少しました。

また、保険者の高齢者医療支援金等の負担軽減のため、厚生労働省から補助金が2,026万円交付され、結果、7,752万円の利益金が生じたため、短期積立金に積み立てました。

介護では収支の結果、392万円の当期損失金が生じたため、介護積立金を取り崩し補てんしました。

よって、次年度に繰り越す短期積立金は16億7,558万円、介護積立金は3,813万円となり、合わせて17億1,371万円となりました。



厚生年金保険経理

一元化後の厚生年金相当部分（いわゆる2階部分）の給付に係る組合員保険料、負担金、旧制度に基づく追加費用及び基礎年金拠出金に係る取引について経理しています。

収入は、負担金が75億7,811万円（基礎年金拠出金に係る公的負担金20億8,082万円、追加費用7億4,284万円を含む。）、組合員保険料が47億5,439万円で、その負担金、組合員保険料をそのまま全国市町村職員共済組合連合会へ払い込みました。

退職等年金経理

一元化に伴い廃止となった職域相当部分（いわゆる3階部分）に代わり、新たな制度として発足した退職等年金給付に係る掛金、負担金の取引に係る経理です。

収入は、負担金が3億9,349万円、掛金が3億9,349万円で、その負担金、掛金をそのまま全国市町村職員共済組合連合会へ払い込みました。

経過的長期経理

一元化前の既裁定の公務上障害給付、公務上遺族給付の費用負担及び旧制度に基づく追加費用、旧恩給組合条例給付に係る払込金について経理しています。

施行日以後に発生した公務上障害給付、公務上遺族給付は、退職等年金給付の中で支払われることとなります。

地方公共団体の負担金のみで9,070万円（追加費用8,114万円、旧恩給組合条例給付に係る払込金401万円を含む。）を収入し、そのまま全国市町村職員共済組合連合会へ払い込みました。

退職等年金預託金管理経理

この経理は、平成30年度から全国市町村職員共済組合連合会の退職等年金経理の余裕金の預託を受け、貸付経理への貸付を行うため新設された経理です。

平成30年度の運用収入は150万円となり、全額全国市町村職員共済組合連合会へ支払利息として支出しました。

貸付経理に対する年度末の貸付残額は2億7,100万円となりました。

平成30年度の預託金の貸付金等の修正総合利回りは1.00%となっています。

経過的長期預託金管理経理

この経理では、長期給付積立金の一部を全国市町村職員共済組合連合会から預託されて、その範囲内で資金運用を行うための経理です。貸付経理への貸付や地方公共団体が発行する縁故地方債の引き受け等による運用となります。

貸付経理への貸付金は、平成30年度から退職等年金預託金管理経理で受け入れることとなりましたが、令和元年7月までこの経理からの借入れも併用できることとなっています。

平成30年度の運用収入は321万円となりましたが、そのまま全国市町村職員共済組合連合会へ支払利息として支出しました。

地方公共団体が発行する縁故地方債の年度末保有額は2,010万円、貸付経理に対する年度末の貸付残額は1億2,000万円となりました。

平成30年度の預託金の国内債券（縁故地方債）等の修正総合利回りは0.98%となっています。

業務経理

この経理は、長期・短期各事業運営のため、また市町村職員共済組合全般の運営のための人件費・管理費等に要する諸費用を賅っています。

主な収入は、地方公共団体からの負担金、短期経理からの繰入金、連合会交付金で、平成30年度の組合員1人当たりの額は14,652円でした。

支出では今年度も経費節減に努め、事業計画額を下回りました。

その結果生じた当期利益金590万円は、全額積立金に積み立てました。

保健経理

この経理では、短期給付事業の補完的な事業として、生活習慣病の予防のための事業（人間ドック利用助成、がん検診助成）や健康増進のための事業（リフレッシュ施設利用、越路などの保養所利用助成、ライフプランセミナーの開催等）のほか、特定健康診査や特定保健指導など健康管理事業を実施しました。

平成30年度の実績は次のとおりです。

主な事業	金額	利用状況	主な事業	金額	利用状況
人間ドック利用助成（2日、1日、脳）	72,429千円	2,273人	長期勤続者宿泊優待	5,424千円	212組
予防検診（がん検診助成、生活習慣病予防検診助成）	19,721千円	10,860人	医療費通知・後発医薬品差額通知・重症化予防受診勧奨通知	480千円	—
歯科健診助成	977千円	362人	保健衛生講座助成・健康管理担当者研修会・ライフプランセミナー	688千円	—
電話・Eメール健康相談	1,745千円	290件	特定健康診査	3,351千円	319人
保養所利用助成	44,978千円	11,826枚	特定保健指導	11,455千円	399人
リフレッシュ施設利用助成	6,989千円	13,978枚			

宿泊経理

この経理は、組合員とご家族の保健、保養を目的とした施設「越路」を運営しています。

平成30年度は、大雪の影響で利用者数が少なかった前年度と比べ、利用者数は861人増となりました。

支出面では、電気料金や燃料費、飲食材料費等の値上げにより原材料費が大きく増加したため約284万円の当期損失金が生じました。

本体価格の値上げは平成21年度から行っておりませんが、止むを得ず、本年7月から料金改定をさせていただきます。

今後も皆様に愛される憩いの場としてより一層のサービスの向上に努めて参ります。ご家族、お友達お誘い合わせのうえご利用ください。

区分	平成30年度末	平成29年度末	比較
利用者数	15,970人	15,109人	861人
利用率	41.9%	39.6%	2.3%
売上高	207,760千円	200,213千円	7,547千円

貯金経理

平成30年度の決算を行った結果、組合員貯金総額は、375億3,638万円となり、前年度に比べ11億4,615万円の増額となりました。

収入では、資産に対する運用収入が5億7,657万円となり、支出では皆様にお支払する貯金利息が3億7,042万円、その他の費用とあわせて計4億2,316万円となりました。

この結果生じた当期利益金は、安定した事業運営に備え、全額を欠損金補てん積立金として積み立てました。

なお、資産の運用については、以下の「組合員貯金の資産運用について」をご参照ください。

区 分	平成30年度末	平成29年度末	比 較
貯 金 額	37,536,378千円	36,390,228千円	1,146,150千円
貯 金 者 数	8,091人	8,167人	△ 76人
貯金者1人当たり貯金額	4,639,276円	4,455,764円	183,512円
支 払 利 率	1.0%	1.0%	0%

組合員貯金の資産運用について (平成31年3月末現在)

運用方法

組合員貯金ご加入の皆様からお預かりした組合員貯金の資金を、法令・総務省通知の基準に従い、安全性を重視し効率的に運用し、その運用益を貯金者に還元しています。

貯金の一部払戻しや退職による解約に対応するための短期的資産は、定期預金等の預貯金での運用を行い、長期的資産としては、国債、地方債、社債、円貨建外国債券（外国政府等の債務保証債券等で格付けはAA格以上の債券）の有価証券での運用を行い、株式は一切保有していません。

運用リスクと対策

資金運用は、債券発行体や取引金融機関の破綻などにより資金を損失するリスクはゼロではありません。また、共済組合は金融機関ではないため、各個人に対する1,000万円までの預金保護（ペイオフ）の適用はありません。

そのため、万が一の事態（債券発行体の倒産等による債務不履行や金融機関の破綻）に備え、欠損金補てん積立金として貯金総額の5%以上を積み立てることが法令で定められており、平成31年3月末現在、58億1千万円余りを積み立てています。

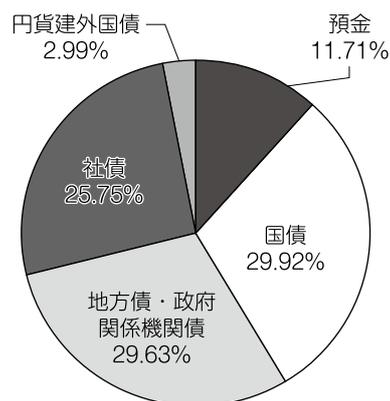
資産運用の状況

当組合の貯金事業は、主に債券での運用を行っていますので、過去に取得した高利回りの債券が満期償還を迎えるとその再運用は現在の金利水準での運用となります。近年の低金利状況の長期化の影響を受け、運用利回りは徐々に低下している状況ですが、共済組合は、安心してご利用いただける貯金事業であり続けるために、現在の低金利状況下においても「安全性」を重視した効率的な運用に努め、安定的な運営を行ってまいります。

※平成31年3月末の貯金経理の資産運用割合は次のとおりとなっています。

(平成31年3月末現在)

運用区分	金額	割合
短期		
預 金	5,090,893千円	11.71%
長期		
国 債	13,001,260千円	29.92%
地方債・政府関係機関債	12,875,119千円	29.63%
社 債	11,188,587千円	25.75%
円 貨 建 外 国 債	1,300,000千円	2.99%
合 計	43,455,859千円	100.00%



貸付経理

この経理は、組合員が臨時に必要とする資金の貸付けを行う経理です。

平成30年度の新規貸付件数は80件でした。

その内訳は、普通貸付45件、住宅貸付12件、特別貸付23件でした。

平成30年度末の貸付件数及び貸付残高は、住宅貸付減少の影響を受け、前年度に比べ共に減少しました。

(貸付状況)

区 分	平成30年度末		平成29年度末		比 較	
	件 数	貸付金額	件 数	貸付金額	件 数	貸付金額
普 通 貸 付	203件	185,503千円	205件	181,519千円	△ 2	3,984千円
住宅貸付(災害・介護住宅を含む)	142件	337,807千円	167件	390,552千円	△ 25	△ 52,745千円
特 別 貸 付	102件	111,610千円	99件	109,400千円	3	2,210千円
計	447件	634,920千円	471件	681,471千円	△ 24	△ 46,551千円

平成30年度の貸付利率は、年利1.26%、災害貸付は年利0.93%、在宅介護対応住宅貸付は年利1.0%です。

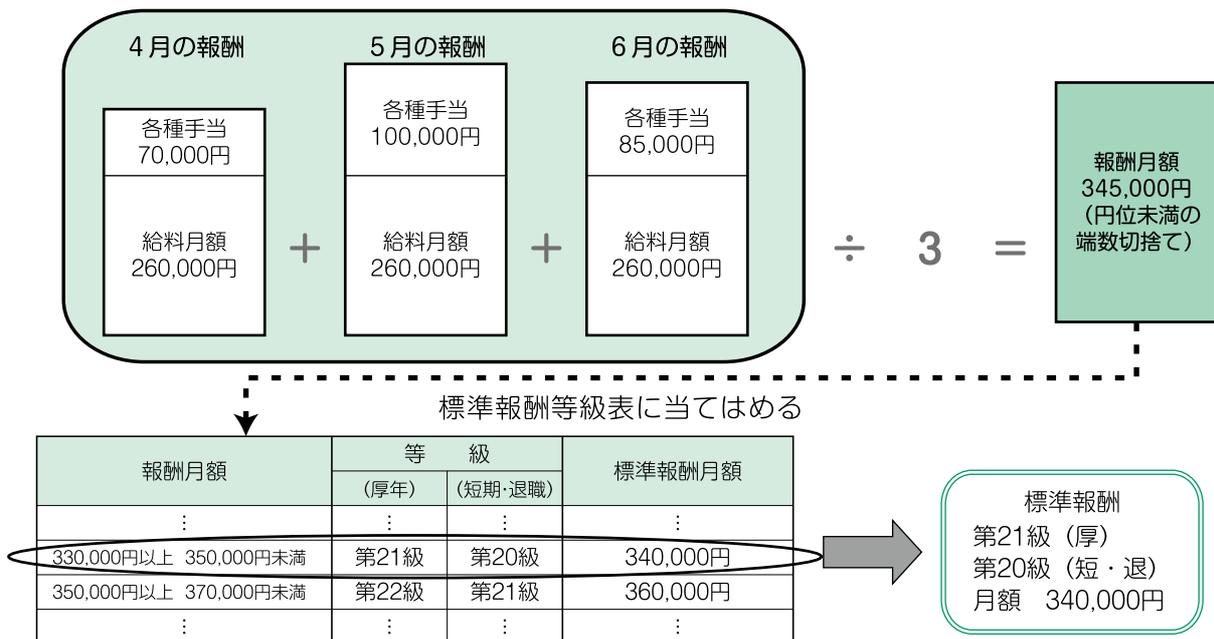
標準報酬制における 定時決定

1 定時決定とは

共済組合は、組合員が実際に受けている報酬の月額と既に決定されている標準報酬の月額との間に大きな差が生じないように、原則として、毎年7月1日に組合員である方全員（休業中、休職中、欠勤している方も含みます。）について、4月、5月、6月（以下「算定基礎月」といいます。）の3か月間に受けた報酬の総額を3で除して得た額を報酬月額とし、標準報酬等級表に当てはめて標準報酬の月額を決定します。毎年1回決められた時期に実施することから、この決定のことを「定時決定」といいます。

決定した標準報酬の月額は、原則、その年の9月から翌年の8月まで掛金等の算定の基礎になります。

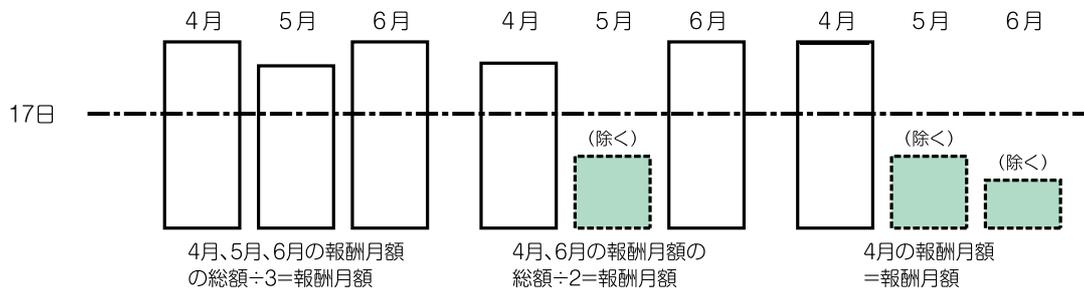
★定時決定のイメージ



2 定時決定の算定

算定基礎月の各月において、報酬の全部が支給されない日がある場合（欠勤、病気休職（無給）、育児休業、介護休業など）は、支払基礎日数が17日未満であれば、算定基礎月からその月を除いて算定します。

★報酬月額の求め方



3 保険者算定

定時決定において、通常の方法により報酬月額を算定することが困難であるとき、又は、算定結果が著しく不当となるときは、保険者算定の方法により標準報酬の月額を決定する場合があります。

4 標準報酬 決定・改定通知書

定時決定を行ったのち、9月に組合員である方全員（当年7月以降に随時改定等を行った方を除く。随時改定等を行った際は、その都度該当する組合員）に対し、標準報酬の月額を記載した通知書を配布いたしますので、大切に保管してください。

<お問合せ先 健康管理課>



外傷性傷病の原因調査に、 ご協力をお願いします。



共済組合では、医療費増高対策の一環として、外傷性傷病の原因調査を行っています。
傷病の原因が「第三者行為によるもの」の場合は加害者が、「公務災害によるもの」の場合は地方公務員災害補償基金が、その治療費を負担することになっています。

これらに該当する医療費を共済組合が負担していた場合、本来負担すべき加害者等に請求し、医療費の回収に努めています。

調査対象となられる皆様には大変お手数をおかけいたしますが、短期財政の適正な運営のため、ご理解とご協力をお願いします。

調査目的

組合員証等の使用による診療のうち、傷病の原因が「第三者行為によるもの」や「公務災害によるもの」に該当していないか確認するために行います。

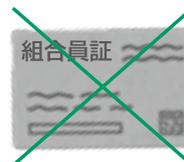
調査方法

- ① 外傷性と思われる傷病に関する診療報酬明細書（レセプト）を抽出し、調査対象となられた組合員の皆様あてに「外傷性傷病原因報告書」を配布します。
- ② 「外傷性傷病原因報告書」がお手元に届きましたら、傷病の原因・その状況等を記入して、共済組合事務担当課あてご提出ください。



組合員証は使用できません！

～ 公務上の傷病 ～



お工作中的のケガや、お仕事が原因で発症した病気等については、その治療に係る医療費が、公務上の災害として「地方公務員災害補償基金」より補償されることになっています。

したがって、**公務上の災害により治療を受けるときは、組合員証を使用することができません。**

必ず、医療機関にて「公務上の災害である」旨を伝えていただき、各所属所の公務災害担当者を通じて「地方公務員災害補償基金」あて必要な手続きを行ってください。

もしも組合員証を使用して治療を受けてしまった場合には、すみやかに医療機関（薬局も含む。）に申し出ていただき、併せて各所属所の公務災害担当者にもご連絡ください。

なお、必要な手続きが行われなかったときは、保険者負担分（医療費の7割相当分）を該当者様あてに請求させていただく場合がありますので、ご注意ください。

確定申告に対応した医療費通知書を送付いたします

共済組合では、組合員又は被扶養者の適正な受診を心がけていただくため、医療費通知書を7月と1月の年2回送付しております。この医療費通知書は、確定申告の際に、必要に応じて使用することが可能ですので、大切に保管していただきますようお願いいたします。

なお、1月発行の医療費通知書には手続きの関係上、原則前年の9月診療分までしか記載されないため、10月から12月診療分の申告につきましては、納税者本人が医療機関等で交付された領収書を基に作成する「医療費の明細書」で対応していただくこととなります（令和元年分の確定申告までは医療機関等で交付された領収書の添付又は開示でも可）ので、医療機関等で交付された領収書につきましても併せて保管をお願いします。

また、医療費通知書は医療保険上の世帯単位で作成するため、組合員と被扶養者が同じ通知書に記載されます。不都合がある場合には、当共済組合健康管理課までお申し出ください。医療費通知書の送付を停止させていただきます。

<お問合せ先 健康管理課>

被扶養者の資格要件確認調査を実施いたします

短期給付の将来に向けて安定した財政運営を図るためには、医療費請求の内容審査の強化や健康保持増進事業を積極的に実施することはもちろん、その対策の一環として、被扶養者の適正な資格管理が不可欠なものとなっております。

そこで、共済組合では毎年、被扶養者の要件を確認するための資格調査を行っています。

組合員の皆様には趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いいたします。

○ 実施方法

該当する組合員の方に『被扶養者資格確認調査書』を所属所経由で配布いたします。

当調査書に所要事項を記入し、必要書類を添付して所属所担当課までご提出ください。

*任意継続組合員の方へは、共済組合から直送いたします。

○ 実施期間

令和元年7月中旬～令和元年8月31日

○ 調査対象者

◎本年7月1日現在、認定されている被扶養者のうち、給与条例による扶養手当が支給されていない方全員

◎40歳以上65歳未満で障害者福祉施設等に入所されている方

※ただし、次の事由に該当する方は調査対象外とします。

●令和元年6月以降に認定された被扶養者

●平成31年2月以降に令和元年度分の更新等手続きをされた被扶養者

○ 調査書に添付する書類

対象被扶養者	提出書類	所得証明書 または同意書	住民票謄本	在学証明書	年金支払 通知書	確定申告書 及び内訳書	雇用証明書	送金事実 確認書類
① 配偶者		◎			△	△	△	
② 学生 ※1		△		◎			△	△
③ 18歳～60歳で ①②以外の方 ※2	同居	◎			△	△	△	
	別居	◎			△	△	△	◎
④ 60歳以上の方 ※2	同居	◎			△	△	△	
	別居	◎			△	△	△	◎
⑤ 義父母、兄弟姉妹など ※2		◎	△		△	△	△	
⑥ 18歳未満の方 (稼働能力者を除く。) ※3	〈組合員以外の扶養義務者についての書類です。〉							
		◎			△	△	△	
⑦ 40歳以上65歳未満の障害者福祉施設等入所者	被扶養者資格調査書に施設名・住所を記入してください。 〈添付書類は不要です。〉							

◎…必ず必要 △…場合によっては必要

☆添付書類に関する留意事項

※1 夜間・定時制・通信制課程の学生である場合、「在学証明書」及び「所得証明書」等の提出が必要です。

※2 父母（祖父母含む。）のうち、どちらか一人のみ被扶養者認定されている場合であっても、夫婦には「同居・協力・扶助義務」があることから、父母双方の収入を調査させていただきます。

例えば、父母のうち母のみ被扶養者認定されている場合であっても、父母双方の「所得証明書」や「年金支払通知書」等の書類の提出が必要です。（認定中の母に関しては、「所得証明書」の代わりに「同意書」での提出でも可。）

※3 18歳未満の方に係る書類は提出不要ですが、当該子に対する組合員以外の扶養義務者（組合員の配偶者）がいる場合、扶養義務者の書類の提出が必要です。

☆提出書類について

「所得証明書」または「同意書」	→ 平成30年分の所得証明書です。市役所・町役場で交付を受けてください。「同意書」を提出していただいた場合は、共済組合が情報連携で所得情報を取得します。
「住民票謄本」	→ 組合員との同居について確認します。市役所・町役場で交付を受けてください。
「在学証明書」	→ 平成31年4月1日以降に交付された在学証明書を提出してください。
「年金額支払通知書」	→ 年金を受給している方は提出が必要です。(遺族年金、障害年金を含みます。)最新の「年金支払通知書」または「年金額改定通知書」の写を提出してください。
「確定申告書及び内訳書」	→ 営業所得や農業所得等がある(マイナスの事業を含む。)場合、被扶養者認定独自の「収入に要する諸経費」の取扱がありますので、平成30年分の「確定申告書」及び「経費内訳書」の写を提出してください。
「雇用証明書」	→ パート、アルバイト等をされている場合、提出が必要です。共済組合指定の様式にて、パート先等で勤務形態の証明を受けてください。
「送金事実確認書類」	→ 被扶養者が組合員と別居している場合、提出が必要です。「組合員」から「被扶養者」へ「生計費の1/3以上」の送金があったか、客観的に確認できる書類であることが必要です。

～個々の事例によっては、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。～

○ 被扶養者の要件

共済組合では、皆様から提出していただいた「被扶養者資格確認調査書」及び添付書類を基に『被扶養者の要件』を現在も満たしているかを審査します。

●被扶養者の要件とは？

以下①～④をすべて満たすことが要件となります。

- ① 主として組合員の収入により生計を維持する方であること
- ② 組合員の3親等内の親族であること
- ③ この先1年間の収入額が130万円未満であること
ただし、障害を事由とする年金を受給している方または60歳以上の公的年金受給者については、180万円未満であること
なお、「この先1年間の収入額」については、例えば短期のアルバイト等であっても1年間継続するものとして判断することとなります。従って、実際には130万円未満の収入であっても130万円を超えると判断される場合があります(以下同じ) のでご注意ください。詳しくはホームページや共済だより各号などを参照してください。
- ④ 被扶養者のこの先1年間の収入額が、組合員の前年収入額の1/2未満であること
- ⑤ 調査の対象被扶養者(組合員の配偶者を除く)が配偶者を有する場合、その配偶者との収入の合算額が下記の条件を満たし、かつ、組合員の前年収入額の1/2未満であること

対象被扶養者 \ その配偶者	公的年金を受給していない方	60歳以上の公的年金受給者 または障害年金受給者
公的年金を受給していない方	260万円未満	310万円未満
60歳以上の公的年金受給者 または障害年金受給者	310万円未満	360万円未満

●主として組合員の収入により生計を維持する方とは？

- i. 給与条例による扶養手当の支給対象者
- ii. 学校教育法第1条に規定する学校の学生
- iii. 傷病等により就労能力を喪失している方
- iv. 18歳未満60歳以上の方で、組合員の収入により生計費が賄われている方
- v. 18歳以上60歳未満の方で、稼働能力者ではあるが組合員が扶養しなければならない状況にあり、組合員の収入により生計費が賄われている方
- vi. 組合員と別居しているが、組合員より生計費の1/3以上の送金により生計を維持されている方

○ 被扶養者の取消

この調査により被扶養者の要件を欠くことが判明した場合、被扶養者の資格は取消になります。

なお、遡って取消となりその間に当組合の組合員被扶養者証を使用して医療機関等で受診した場合、その医療費の保険診療分について返還していただくことがあります。

組合員の皆様におかれましては、被扶養者の就職などに伴う健康保険の加入状況や収入状況等を把握していただき、変更があった場合には速やかに手続きをしていただきますようお願いいたします。

<お問合せ先 健康管理課>

高額介護合算療養費の申請について

医療保険制度と介護保険制度の負担が重複して生じている世帯にあっては、高額療養費等の支給を受けてもなお、重い負担が残っていることがあります。

そこで、医療と介護の1年間の自己負担額（高額療養費等の差し引き後）の合算額に自己負担限度額を設け、その世帯に及ぼす負担の一部を軽減する仕組みが創設されています。

「高額介護合算療養費」の申請の受付は随時行っておりますので、該当される方は申請してください。

●支給対象期間

毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間

●支給対象となる方

基準日（7月31日）に医療保険上の世帯（共済組合にあっては、組合員とその被扶養者によって構成される世帯をいいます。）内で、支給対象期間にかかった医療保険と介護保険の両方の自己負担額（高額療養費・附加給付等の差し引き後）の合計が、下表の合算算定基準額を超えた方に支給されます。

●支給

制度ごとに按分して、医療保険（共済組合）からは「高額介護合算療養費」が、介護保険（市町村）からは「高額医療合算介護サービス費」が支給されます。

所得区分	合算算定基準額（年間における自己負担限度額）	
	70歳未満	70歳以上のみの世帯
標準報酬の月額 830,000円以上	2,120,000円	2,120,000円
標準報酬の月額 530,000円以上790,000円以下	1,410,000円	1,410,000円
標準報酬の月額 280,000円以上500,000円以下	670,000円	670,000円
標準報酬の月額 260,000円以下	600,000円	560,000円
低所得者Ⅱ （市町村民税非課税世帯）	340,000円	310,000円
低所得者Ⅰ （年金収入80万円以下等）		190,000円

対象となる額には、食費・居住費・差額ベッド代などは含まれません。

★自己負担額の合計が基準額を超える方・・・申請手続きについて・・・

平成30年8月1日から令和元年7月31日までの介護に係る領収書等や当組合が発行する「医療費通知書（医療費のお知らせ）」等を確認のうえ、高額療養費・附加給付等を差し引いた後の自己負担額との集計が上表の額を超える場合は、市町村の介護保険の窓口へ『介護自己負担額証明書』の交付申請を行ってください。共済組合への高額介護合算療養費の申請に必要となります。

なお、申請を希望される場合は、事前に共済組合健康管理課又は共済事務担当課へお問い合わせください。

育児・介護休業手当金の給付上限相当額が変更となりました

厚生労働省が行う毎月勤労統計において不適切な調査があったため、給付上限相当額の算定に用いられる額が平成31年3月18日より変更となりました。

つきましては、育児・介護休業手当金の給付上限相当額が下記のとおりとなります。

なお、平成31年3月17日以前の休業に係る給付上限相当額も変更となり、変更前の給付上限相当額と変更後の給付上限相当額の差額を追加給付することとなる予定ですが、追加給付の時期等については、詳細が決まり次第該当者の方へご通知いたします。

○ 変更後の給付上限相当額

育児休業手当金

給付割合が67／100の場合 日額 13,713円（従前日額13,695円）

給付割合が50／100の場合 日額 10,234円（従前日額10,220円）

介護休業手当金

給付割合が67／100の場合 日額 15,093円（従前日額15,075円）

<お問合せ先 健康管理課>

退職等年金給付に係る財政状況(平成29年度末) 及び財政再計算結果について



I 財政検証について

退職等年金給付制度に係る財政状況の確認作業として、毎年国家公務員共済組合（以下「国共済」といいます。）と地方公務員共済組合（以下「地共済」といいます。）を合計した額について、年度末に積み立てておくべき金額（積立基準額）と実際の積立金額の比較を毎年行っています。これを「財政検証」と呼びます。

この度、地方公務員共済組合連合会において、平成29年度末の財政検証を実施した結果、国共済と地共済を合計した剰余の額は約109億円となりました。

なお、詳細については以下のとおりとなっています。

1 平成29年度末の年金財政状況

退職等年金給付制度の年金財政方式は、将来の給付に要する費用を事前に積み立てておき、積み立てた資金から年金を支給する方式となっています。退職等年金給付制度の積立状況を把握するため、毎年、「財政検証」を実施しています。

その結果は以下のとおりです。

(単位：億円)

区 分		国共済+地共済	国共済	地共済
積立基準額	A	9,464	2,583	6,881
積立額（簿価ベース）	B	9,573	2,701	6,872
剰余または不足	(B-A)	109	119	△ 10

※ △は不足を表している。

「積立基準額」は平成29年度末に積み立てておくべき金額であり、国共済が2,583億円、地共済が6,881億円、合計で9,464億円となっています。一方、実際の「積立金」の額は簿価ベースで国共済が2,701億円、地共済は6,872億円、合計で9,573億円でした。

積立金から積立基準額を差し引いた結果、国共済が119億円の剰余、地共済が10億円の不足、合計で109億円の剰余となりました。

なお、現在、地共済で計上されている不足については、将来、制度が成熟することにより発生する剰余等により解消される見通しとなっています。

2 国共済と地共済との間の財政調整の実施

退職等年金給付制度では、国共済と地共済の間で財政調整を行うこととなっています。具体的には、財政状態が剰余の共済から不足の共済に対し、その不足額の5分の1（ただし、剰余の共済の剰余額を限度とする。）を拠出することとされています。

平成29年度末においては、国共済が119億円の「剰余」、地共済が10億円の「不足」の状態であったため、令和元年度中に、国共済から地共済へ平成29年度分の精算額として、地共済の不足額 約10億円の5分の1の約2億円が拠出される予定です。

Ⅱ 財政再計算について

平成31年4月から適用される退職等年金給付制度に係る保険料率を算定するための財政再計算を実施しました。

その結果、退職等年金給付に係る保険料率は1.5%（このうち組合員負担分は0.75%）となり、現行の率と変わらないこととなりました。

なお、詳細については以下のとおりとなっています。

1 財政再計算結果

退職等年金給付制度では、少なくとも5年に一度、財政再計算を実施することとされています。

また、平成27年10月に退職等年金給付制度が導入されてから初めての財政再計算は、平成30年度までに実施することになっており、今回がこれに該当します。

今回の財政再計算では、平成31年4月から適用される保険料率の算定を行いました。

退職等年金給付制度の財政方式は、財政再計算においては、将来の年金給付費等の現価（年金給付費等や保険料収入などを、将来に向けて想定される予定利率を使用して割引計算を行い、現在価値に換算したものです。）から積立金を控除した額を今後の保険料で負担する方式となっています。

したがって、将来の年金給付等の現価から積立金を控除した額が、保険料収入の現価と一致するように保険料率を決定することになりますので、保険料率は、

$$\text{保険料率} = (\text{将来の年金給付費等の現価} - \text{積立金}) \div \text{標準報酬等の現価}$$

という計算式により求められます。

この計算式に基づき、保険料率を計算した結果、次のとおりとなりました。

《保険料率の試算結果》

（金額単位：億円）

区 分		金額（*1）及び率
将来の年金給付費等の現価	A	73,776
積立金	B	9,573
標準報酬等の現価	C	4,287,502
保険料率（*2）	$D = (A - B) \div C$	1.50%
掛金率	$E = D \div 2$	0.75%

現行の率と同じ

- * 1 退職等年金給付に係る財政再計算は、国共済と地共済を合計した額で実施します。したがって、この金額は両共済を合計した額となっています。
- * 2 Dの保険料率は、地方公務員等共済組合法運用方針の規定により、%単位で小数点以下第2位未満の端数を切り上げた結果となっています。

2 国共済と地共済との間の財政調整の実施

I. 2で説明したとおり、退職等年金給付制度では、国共済と地共済の間で財政調整を行うこととなっていますが、拠出する年度の年度末の積立基準額及び積立金により額が決定されるため、概算払いを実施し、翌々年度において精算を実施することとなっています。

このうち、概算額（概算財政調整拠出金）については、総務省通知により財政再計算を行う場合において、5年間分（今回は令和元年度から令和5年度まで）の金額を財政再計算の結果を使用して計算することとなっています。

具体的には、財政再計算結果に基づく保険料率等を用いて計算した積立基準額が、国共済が2,585億円、地共済が6,879億円となり、積立金の額からこの積立基準額を差し引いた結果、国共済が117億円の「剰余」、地共済が約8億円の「不足」となりました。

このため、国共済から地共済へ、地共済の不足額約8億円の5分の1の約2億円が、令和元年度から令和5年度までの間、概算財政調整拠出金として拠出される予定です。

《令和元年度から令和5年度までの概算財政調整拠出金》

（金額単位：億円）

区 分	国共済	地共済
積立基準額【財政再計算終了後】 A	2,585	6,879
積立金（簿価ベース） B	2,701	6,872
剰余または不足 C = (B - A)	117	△ 8
C ÷ 5（不足のみ） D	—	△ 2
1年あたり概算財政調整拠出金	2の拠出	2の受入れ

△は不足を表している。

※積立基準額は、財政調整拠出金の精算額（前記I.2）の2億円を考慮している等の理由により、前記Iの財政検証時と異なります。

《令和元年度の金額》

令和元年度から令和5年度までの概算財政調整拠出金は、1年あたり約2億円を国共済から地共済へ拠出することとなります。

そのため、令和元年度においては、前記I.2の精算額と合算して、国共済から地共済へ約3億円（端数の関係で合計は一致していません。）が拠出される予定です。

<お問合せ先 年金課>

★組合員のみなさまへ

健康診断や人間ドックの結果、「メタボリスクが高い」と言われたら…



今回は、
少し厳しいけど
大切なお話を
しますね。

特定保健指導を受けてください。 または、 医療機関で受診してください。

共済組合は、みなさまの事業主健診や人間ドック等の結果により、将来の「生活習慣病発症のリスクが高い方」を対象に、そのリスクの程度により、「動機付け支援」と、よりきめ細かに専門家のサポートが必要な「積極的支援」に該当する方を決定し、特定保健指導を実施します。

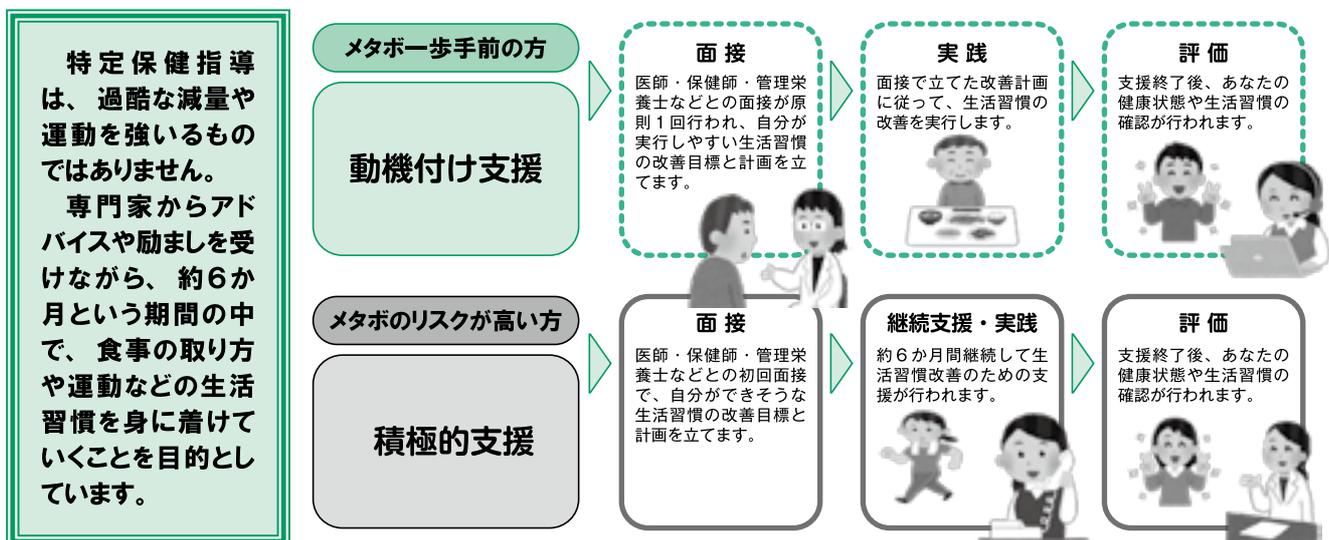
まず、腹囲等の基準値を超えている方を判定しますが、それだけで指導対象者に該当するわけではありません。そこから、さらに「血圧」「血糖値」「脂質」の値が基準値を超えている方を「生活習慣病発症のリスクが高い方」として特定保健指導の対象者としてのご案内をすることになります。ただし、すでに医療機関で治療を受け、いずれかの症状に対しお薬を飲まれている方には、特定保健指導のご案内はいたしません。ですから、ご案内が届いた方は、少なくとも今の状態を放っておいてはいけないのだとお考えください。

特定保健指導は、専門の医師や保健師、管理栄養士などが、一定期間（3～6か月程度）、実際にみなさまの生活習慣を分析しながら、改善に向けたアドバイスを行ってくれるものです。指導に係る費用（約1～4万円）は、全額共済組合が負担いたします。専門家のアドバイスによって、**小さな気付きや心掛けから、ご自身の健康状態を改善できるかもしれません。**もちろん、期間中に改善が見られないからといって、プレッシャーに感じる必要ありません。ぜひ、特定保健指導を受けて、健康意識を高めるきっかけにしてください。

「指導がストレスだ」「忙しくて時間が無い」「記録をつけるのが面倒くさい」などの理由で特定保健指導を受けない方もいらっしゃると思いますが、それならば、必ず医療機関で受診し、専門医師の指導または治療を受けてください。健康な方には、ご案内はいたしません。**自覚症状が無くても、ご自身が決して健康な状態ではないことを意識してください。**

せっかく健康診断や人間ドックを受診しても、その結果から改善を意識しないのでは意味がありません。悪化してから治療にかかる「時間」や「費用」が想像できますか？ ご自身はもちろん、ご家族や、職場の同僚にかかる負担も考えてみましょう。

★動機付け支援・積極的支援 保健指導の流れ

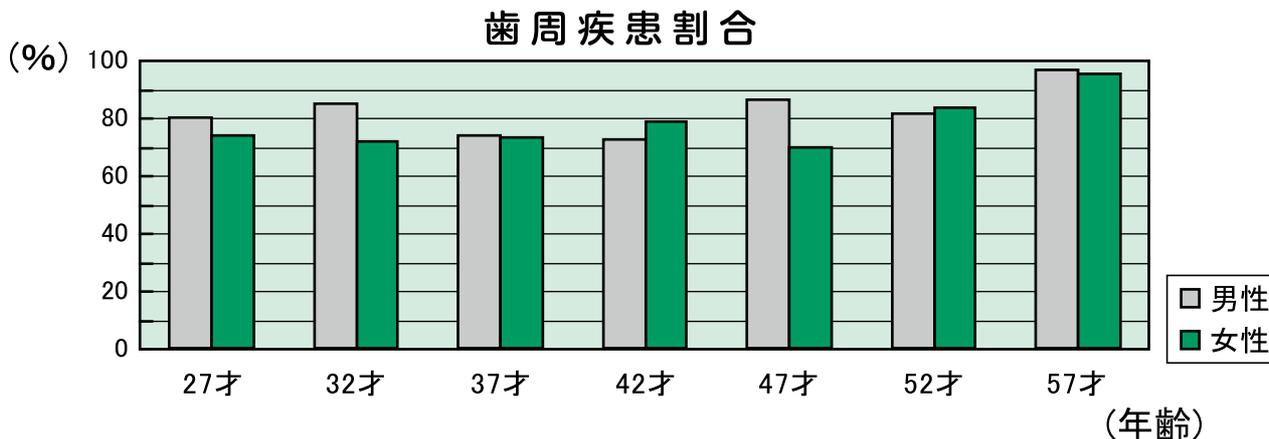


<お問合せ先 健康管理課>

受けよう！おとなの歯科健診

歯周疾患の割合…男性83.0%、女性78.0%！

昨年度実施した歯科健診受診者の歯周疾患の結果を下記のとおりグラフにまとめました。
歯周疾患の割合は男女ともに全年代を通して非常に高い状態となっています。



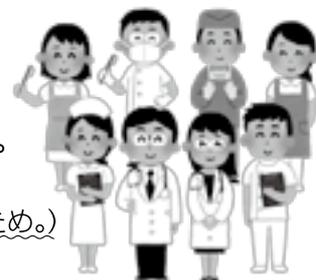
大人こそ歯科健診が大切です！

歯周疾患初期は自覚症状がほとんどなく、放置して悪化しがちです。歯周疾患くらい、と軽く考えている方も多いと思います。しかし、近年、歯周疾患が、病気を引き起こしたり悪化させたりすることが分かってきています。(例：狭心症、心筋梗塞、動脈硬化、早産、糖尿病の悪化etc)

この機会に、歯科健診を受診しませんか？早めに歯科健診を受けて、重症化する前に治療や予防を行い、元気な身体の根幹である歯の健康を維持していきましょう。

「歯科健診助成事業」のご案内

- ★ 対象者：当年度中に27・32・37・42・47・52・57・62歳に達する組合員
(任意継続組合員を除く。)
- ★ 実施期間：令和元年7月1日～令和2年1月31日
- ★ 回数：1人1回
- ★ 費用：無料（歯科健診にかかる費用を助成します。）
※ 歯科健診以外の費用（下記参照）は自己負担となります。
・歯科健診後、引き続き行われた治療の費用。
・定期的な歯科健診の費用。（定期健診と内容が異なるため。）
・フッ素塗布、クリーニング、矯正……etc
- ★ 実施場所：「福井県歯科医師会会員健診受入医療機関リスト」中の希望する歯科医院で受診できます。
- ★ 受診方法について
6月下旬に所属所を通じて「歯科健診助成のご案内」を助成対象者の皆様へお届けします。
受診方法については、「歯科健診助成のご案内」に同封のチラシまたは当組合のホームページをご覧ください。



詳細は当組合HPをご覧ください

<http://fukui-kyosai.jp/>

<お問合せ先 健康管理課>

ほんとうに怖い 「糖尿病」「高血圧」 危険な現実を目を背けていませんか？

重症化^{すす}予防のために受診をお勧めする通知を送ります。

糖尿病 は、生活習慣病の代表格とされており、自覚症状がないまま進行し、重症化すると様々な合併症を引き起こして、日常生活に支障をきたすことになるという、とても恐ろしい病気です。

また、**高血圧** も、じわじわと血管をむしばみ、放置しておくと、血管壁の弾力性が失われ動脈硬化を招きます。脳や心臓での動脈硬化は、脳卒中や心筋梗塞など、命に関わる病気を引き起こします。

健康診断の結果を受けて判定が悪かった方は、少なくとも、「あ～、血糖値、高いなあ～！」とか「あれ？血圧、こんなに高かったっけ？」とか、一応、気には留めておられることでしょうか。ただ、それが、どの程度危険な状態なのか、ピンとこないことはありませんか？

共済組合では、平成30年度の特定健康診査の結果、

- ① **糖尿病の危険性が高い方** (HbA1cが6.5%以上または空腹時血糖が126mg/dl以上)
- ② **高血圧の危険性が高い方** (収縮期血圧が140mmHg以上または拡張期血圧が90mmHg以上)

を「精密検査など受診を必要とされる方」として、健康診断の際、それぞれ服薬されていないと申告された方を対象に、ご自宅あて「重症化予防受診勧奨通知」を送付いたします。

通知が届いた方には、すでに指導の域を超え、治療が必要なレベルであることを意識していただき、早急に医療機関に受診されることをお勧めします。

なお、今回通知が届かなくても、健康診断等の結果、基準値を超えている方 (HbA1cが5.6%以上または空腹時血糖が100mg/dl以上、収縮期血圧が130mmHg以上または拡張期血圧が85mmHg以上) におかれましては、決して正常な状態ではないことを認識していただき、本格的な糖尿病・高血圧にならないためにも、食事の改善や運動に取り組むことをお勧めします。

糖尿病や高血圧の怖さに目を背けず、一刻も早く、改善に向けて行動を起こしてください。



子供の様子が
おかしい

介護について
聞きたい

**ご相談
ください!**

最近やる気が
出ない...

旅行先で急な発熱。
近くの病院は？

上司との関係で悩んでいる

電話相談 「健康相談 ハローふくい 24」

フリーダイヤル
(ハロー みんなのふくい)
0120-86-3-291

☆ 健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスに関する相談に、それぞれの専門医師・保健師・助産師・看護師が24時間年中無休体制でアドバイスします。どんな些細な悩みでもお気軽にご相談ください。

**何度でも無料で
相談できます**

☆ メンタルヘルスのご相談の場合、希望によりカウンセラーのご紹介・予約を行います。
H31/4/1より、電話で同じカウンセラーが継続して相談対応する「電話継続カウンセリング」が利用できるようになりました！
(面談及び電話継続カウンセリングは年間5回まで無料)

Eメール相談「ハローメール相談」

Eメールでもご相談頂けます。

☆ 24時間以内に発信アドレスあて回答します。
(ご相談内容によっては多少回答に時間を要する場合があります。)

☆ **福井県市町村職員共済組合のホームページからアクセスできます。**
<http://www.fukui-kyosai.jp/>

または、下記のURLから「ハローメール相談」のホームページを開いてください。

●総合的な健康相談アドレス
<http://www.t-pec.co.jp/z-mail/hellomail/index.html>
ユーザー名 **hellomail** パスワード **soudan**

●メンタルヘルス専用アドレス
<http://www.t-pec.co.jp/z-mental/fukui/index.html>
ユーザー名 **863291** パスワード **863291**

<お問合せ先 健康管理課>

貸付事業のお知らせ

共済組合の貸付事業は、組合員の皆様の住宅購入資金や車、生活必需品の購入、入学、修学、結婚、葬祭など、さまざまな場面で資金が必要な場合に利用できます。

今回は**住宅貸付**についてご案内します。

新築はもちろんリフォームや改築の資金にご利用ください。



貸付利率
年利 1.26%

ここがおすすめ!

- 抵当権の設定が不要
- 保証料、手数料不要
- 償還は安心の給与天引き
- 手数料なしで全額でも一部でも繰上げ償還可能

※ 貸付利率は、退職等年金給付の基準利率に伴い変動します。

貸付事由	組合員本人が居住するための住宅に係る資金が必要になった場合																													
貸付限度額	<p>給料月額に下表に定める組合員期間に応じた月数を乗じて得た額 (1,800万円を超える場合は1,800万円が限度)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>組合員期間</th> <th>月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6年未満</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>6年以上 11年未満</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>11年以上 16年未満</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>16年以上 20年未満</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>20年以上 25年未満</td> <td>43</td> </tr> <tr> <td>25年以上 30年未満</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>30年以上</td> <td>69</td> </tr> </tbody> </table>	組合員期間	月数	6年未満	7	6年以上 11年未満	15	11年以上 16年未満	22	16年以上 20年未満	28	20年以上 25年未満	43	25年以上 30年未満	60	30年以上	69	<p>【貸付限度額の特例】 左表で算出した額が、下表の組合員期間に応じて定められた額を下回る場合は、当該額を貸付限度額として貸付を受けることができます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>組合員期間</th> <th>貸付限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1年以上 3年未満</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>3年以上 7年未満</td> <td>400万円</td> </tr> <tr> <td>7年以上 12年未満</td> <td>700万円</td> </tr> <tr> <td>12年以上 17年未満</td> <td>900万円</td> </tr> <tr> <td>17年以上</td> <td>1,100万円</td> </tr> </tbody> </table>	組合員期間	貸付限度額	1年以上 3年未満	100万円	3年以上 7年未満	400万円	7年以上 12年未満	700万円	12年以上 17年未満	900万円	17年以上	1,100万円
組合員期間	月数																													
6年未満	7																													
6年以上 11年未満	15																													
11年以上 16年未満	22																													
16年以上 20年未満	28																													
20年以上 25年未満	43																													
25年以上 30年未満	60																													
30年以上	69																													
組合員期間	貸付限度額																													
1年以上 3年未満	100万円																													
3年以上 7年未満	400万円																													
7年以上 12年未満	700万円																													
12年以上 17年未満	900万円																													
17年以上	1,100万円																													
償還回数	償還回数は、貸付金額に対して90回から198回までで設定されています（元利均等）。 〈例〉住宅貸付800万円を借り入れた場合は、償還回数198回（16年6月での償還） 月例償還額は33,565円 賞与償還額67,130円																													
申込み方法	「貸付申込書」に所定の書類を添えて、所属所の共済組合事務担当課に提出してください。申込書類は所属所の共済組合事務担当課に備えてあります。																													
申込締切	毎月15日（休日の場合はその翌日）必着。																													
貸付日及び送金先	申込月の末日（休日の場合はその前日）に、共済組合登録口座に送金します。																													

【ご注意ください!!】

- 新規貸付分を含む毎月の返済額（他金融機関等の返済額も含む）が給料月額の30%を超える場合及び年間の返済額が年収額（給料月額×16）の30%を超える場合は、貸付できません。
- 借入金を返済するための貸付けはできません。
- その他不明な点、貸付申込方法等の詳細については、お早めに共済組合または共済組合事務担当課までお問合わせください。ホームページでも確認いただけます。

<お問合せ先 総務企画課>

夏のボーナスは組合員貯金へ

普通貯金

年利1.0% (半年複利)

組合員貯金をご利用いただき、ありがとうございます。



加入方法

「組合員貯金」は給与や賞与から自動的に一定額を天引きして積み立てるので、無理なく貯金を続けることができます。加入は随時受け付けております。給与積立（または賞与積立）の開始を希望する月の前月までに、「組合員貯金加入申込書」（3枚複写）に必要事項を記入・押印の上、所属所の共済組合事務担当課に提出してください。



入金方法

【臨時入金】

「組合員貯金払込書」（2枚複写）により、最寄りの福井銀行本・支店でお手続きください。

※ 臨時入金をされる際、福井銀行窓口で本人確認書類の提出を求められることがありますので、ご協力をお願いします。

賞与積立ができなかった人も大丈夫！「臨時入金」がオススメです。

元号を令和に訂正してください（訂正印不要）

令和
ご依頼日 平成 元年 7 月 15 日

組合員貯金払込書 (臨時入金)

ご依頼日	平成 元年 7 月 5 日
振込先	福井銀行 福井支店
フリガナ	フクイケンシヨウソクインキョウサイクミアイ
種別	普通 1:0:8:5:1:5
名 前	福井県市町村職員共済組合
金 額	1 0 0 0 0 0 0
組合員証記号	1:2:3-1:2:3:4
所属所名	共済 二三子
支店	福井 〇〇町4-202-1

電信扱

※1 組合員貯金積立により振込金額は、千円単位となっております。
※2 組合員証の「記号」「番号」を必ず記入してください。
※3 フリガナを必ず記入してください。
※4 組合員貯金の預入日は当組合の口座に入金された日となります。

組合員証記号番号を必ず記載してください！

	所属所番号	口座番号
組合員証記号番号	1 2 3	- 1 2 3 4



払戻日スケジュール

払戻日は、毎週「火・水・金」曜日です。

「払戻請求書」は、払戻日の2営業日前（土日・祝日は除く。）までに共済組合必着で提出してください。

特に、右記の払戻日は、必着日ご注意ください。

組合員貯金の各様式は所属所の共済組合事務担当課に常備してあります。

<お問合せ先 総務企画課>

払戻注意日	払戻請求書の当組合必着日
7月16日 (火)	7月11日 (木)
7月17日 (水)	7月12日 (金)
8月13日 (火)	8月 8日 (木)
8月14日 (水)	8月 9日 (金)
9月17日 (火)	9月12日 (木)
9月18日 (水)	9月13日 (金)
9月24日 (火)	9月19日 (木)
9月25日 (水)	9月20日 (金)

ライフプランセミナーのご案内

我が国は高齢化の一途を辿っており、今後ますますシニア世代の活躍が期待されるところですが、「平均寿命の伸び」や「年金支給開始年齢の引上げ」により、退職後の生活とその準備について、早めに考えることが大変重要となっています。

当組合では、退職後の長い「第二の人生」をより生き生きと充実したものにさせていただくため、毎年ライフプランセミナー（退職準備型）を開催しております。

今年も野村證券株式会社から講師をお招きし、「退職後の生活設計と必要な資産管理」をテーマにご講演いただく予定です。

8月に所属所を通じて参加募集をいたしますので、参加ご希望の方は、所属所の共済組合事務担当課または当組合健康管理課までお申し出ください。

今年度末退職予定の方はもちろん、ライフプランに興味がある方のご参加をお待ちしております。

開催日時	令和元年10月2日（水） 13:30～16:30	令和元年10月3日（木） 13:30～16:30
会場	[嶺北会場] 福井県自治会館	[嶺南会場] パレア若狭
定員	70名	50名
締切日	令和元年9月6日（金）	
内容 (予定)	<ol style="list-style-type: none"> 1 定年前に知っておきたい年金・介護 2 お金の寿命の把握と生活設計の考え方 (シミュレーション活用) 3 税制を活用した資産管理の基礎知識 (「つみたてNISA」など) 	



<お問合せ先 健康管理課>

リフレッシュ施設の営業終了について

当共済組合の契約施設である下記のバッチングセンターにつきましては、令和元年5月7日をもって営業終了となりましたのでお知らせします。

「春江スポーツセンター7」（坂井市）

表紙説明



日本を代表する花はすの生産地。その花はすの郷を象徴するのが「花はす公園」です。今年も6月29日（土）から8月12日（月）の間「はすまつり」が開催されます。はすまつりは今年で27回目を迎え、園内に咲き誇る世界の花はす約130種類が園内を優美に彩ります。花卉の数、色、形、大きさが微妙に違い、その花々の見比べを楽しむことができます。まつり期間中は、はす染め体験や象鼻杯など、はすにちなんださまざまな体験をすることができます。そのほか、はすうどん、はすソフトクリームも好評です。隣接する花はす温泉そまやまの、自慢の花はす料理やはす風呂も是非お楽しみください。

職員採用試験のお知らせ

福井県市町村職員共済組合事務局職員の採用試験を行います。

採用予定職種

一般事務

採用予定人数

若干名

採用予定年月日

令和2年4月1日

受験資格

平成3年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による大学（4年制）を卒業した者又は令和2年3月31日までに卒業見込みの者。(例外事由3号のイ)
詳細については別途「試験要綱（申込書）」に記載

試験日

第1次試験：令和元年10月20日(日)

第2次試験：令和元年11月中旬

* 第1次試験合格者に別途通知します。

試験会場

福井県自治会館（福井市西開発4-202-1）

申込受付期間

令和元年8月26日(月)～9月13日(金)

(受付時間：月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分)

試験要綱（申込書）の請求方法

試験要綱（申込書）は、次の方法で令和元年8月1日以後に請求してください。

- * 福井県市町村職員共済組合事務局で配布します。
- * 郵送希望の場合には、封筒の表に「試験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を同封のうえ、当組合総務企画課宛てに請求してください。

請求及び問い合わせ先

〒910-8554 福井市西開発 4-202-1 福井県自治会館 3階
福井県市町村職員共済組合 総務企画課 TEL 0776-52-7300

福井県市町村職員共済組合員の皆さま

お仕事での賠償責任(住民訴訟、民事訴訟等)に備えて

住民訴訟
賠償

民事訴訟等
の賠償

「団体地方公務員賠償責任保険」

(公務員賠償責任保険・請求期間延長特約・履行請求訴訟等担保特約・公務員賠償責任保険追加特約・保険責任期間に関する追加条項等)



この保険は、地方公共団体職員の皆さまが公務員として行った公務に起因して保険期間中に損害賠償請求などがなされた場合に皆さま個人が負担される法律上の損害賠償金と争訟費用について保険金をお支払いします。

新たな備えで安心スタート
毎月加入可能です！

住民訴訟、民事訴訟等の
損害賠償金+弁護士費用を
補償します！

加入前の公務に起因する損害賠償請求が保険
期間中になされた場合も補償と対象期間が広い！

5年間の損害賠償請求期間延長特約が
自動付帯！

マイナンバー等個人情報の漏れも補償！

民事訴訟等は訴訟が提起されていなくても
補償対象！

■補償内容（被保険者1名あたり保険金額）

■保険料（1名あたり、保険期間1年間、一時払）*自己負担額（免責金額）はありません。

補償プラン	被保険者1名あたり保険金額				年間保険料
	①損害賠償金	②争訟費用	①+②	初期対応費用	
	一連の損害賠償請求あたりの 支払限度額		期間中限度額	期間中限度額	職員
5億円	5億円		5億円	500万円	9,840円
3億円	3億円		3億円	500万円	8,760円
1億円	1億円		1億円	500万円	6,240円
5,000万円	5,000万円		5,000万円	500万円	4,800円
3,000万円	3,000万円		3,000万円	500万円	2,880円

【お支払の事例】

住民訴訟：著しい廉価で市有地を売却したことについて、住民訴訟が提起され、裁判の結果その契約を行った職員に損害賠償責任があるとされた。

民事訴訟：言いがかりに近い内容で職員個人に対して訴訟が提起された。

<お問い合わせ・資料のご請求>

契約者：全国地方職員福利厚生協議会 電話03-5770-4820

取扱代理店：アルプスカード株式会社 電話03-3470-7651（平日9時から17時まで）

非幹事代理店：有限会社エル・サポート・福井 電話0776-28-0413

引受保険会社：

幹事：損害保険ジャパン日本興亜株式会社 団体・公務開発部第三課 電話03-3349-9588
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1（平日9時から17時まで）

非幹事：三井住友海上火災保険株式会社

●このチラシは概要を説明したものです。お支払いできない主な場合など詳細は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご確認ください。

SJNK19-02072 (2019/5/27)

2019 越路の夏

越路に泊まって、夏の思い出いっぱい!!

越路のお楽しみイベント

ビンゴゲーム!

お菓子すくい

絵はがきコーナー

近辺観光スポット

車で15分

温泉卓球!

三国サンセットビーチ

越前松島水族館

芝政ワールド

ご予約お待ちしております。

料金改定のお知らせ

令和元年 7月1日から新料金となります。
料金については折込みの新料金表をご覧ください。

福井県市町村職員共済組合の組合員及びそのご家族の方が「直営保養所利用助成券」を使用された場合、1泊2食の料金から閑散期及び通常期は4,000円(繁忙期は3,500円)が助成されます。

休館日のお知らせ

大浴場の改修工事のため、休館させていただきます。

休館日 8月28日(水)～9月11日(水)

ご迷惑をおかけいたしますが、何卒宜しくお願い申し上げます。

☆ご予約・お問い合わせは… 福井県市町村職員共済組合保養所
TEL 0776-77-3151 FAX 0776-77-3868
ホームページ <http://www.koshiji.biz/>

越路